

入札参加者心得

入札にあたっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知したうえで入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札書、仕様書、契約書案及び見本等並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札前に係員に対し問い合わせること。
- 4 入札中は、問い合わせ以外の一切の発言を認めないので、静粛に入札を行うこと。
- 5 県に提出した入札書は、書き換え又は撤回することはできないので、誤算や違算または見込み違い等のないように十分注意すること。
- 6 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、別紙様式の委任状を入札前に係員に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 7 入札は、第1回で落札者が決定しない場合で、県において必要があると認めたときは、直ちに再度の入札を行うことがあること。
このとき、次回の入札に参加する意思のないときは、入札書に辞退の旨を記入し、係員に届け出ること。
- 8 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命ずること、又は中止することもあること。
- 9 入札は県の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は県が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 10 落札者は、直ちに県の指示に従い、契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 11 入札書は県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。